起案文書作成細則

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1. 0	初版	H22. 04. 01
2. 0	電子決裁を対象に含めるため、第3条の「起案用紙」を「起案様式」に改正。	H24. 10. 01

目 次

- 第 1条 目 的
- 第 2条 用語の定義
- 第 3条 文書の作成
- 第 4条 表 題
- 第 5条 稟 議
- 第 6条 回 議
- 第 7条 決定事項通知

起案文書作成細則

規程番号 0501-0102-00-細制定日 2010年 4月 1日 改正日 2012年10月 1日

(目的)

第 1条 本規程は、起案文書の管理に関して必要な事項を定め、文書に関する業務の正確化と 円滑化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第 2条 本規程において、各用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) 起案文書 決裁を受けるための草案文書をいう。
 - (2) 決裁文書 起案文書に対して決裁権限者の押印があり、決裁を受けた文書をいう。

(文書の作成)

- 第 3条 起案文書は、次の要領により作成する。
 - (1) 起案文書を作成する場合は、起案様式を用いる。
 - (2) 起案文書は、簡明に、字体は楷書を用い、明瞭に記載する。
 - (3) 起案文書は、一起案文書一案件とする。
 - (4) 起案文書は、現代かなづかいと常用漢字による口語体とする。
 - (5) 起案文書は左横書きとする。ただし、法令その他の規定により縦書きの必要があるものは縦書きとする。
 - (6) 起案の理由または事前に交渉の顛末が必要のとき、あるいは参照を必要とする事項は案文の後に付記する。

(表 題)

- 第 4条 起案文書の表題は、その内容が概括できるよう簡潔に書く。
 - 2 起案文書の表題の末尾には、案内、依頼、照会、回答、報告、通知または伺等の区分を丸括弧内に記入する。ただし、区分が明確な様式であればこの限りではない。

(稟 議)

第 5条 起案文書は、専決基準に基づき決裁をうける。

(回 議)

第 6条 起案部署は、必要に応じて作成した案を関係者に、意見を聞いたり承諾を求めたりすることができる。

(決定事項通知)

第 7条 決裁文書は、起案部門長が判断し必要に応じて通知する。